

令和6年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

教育委員会

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
高校教育課	民間外国語指導助手 派遣業務委託	県内の県立高等学校 への外国語指導助手 の派遣	令和6年8月1日 ~ 令和7年3月31日	株式会社インタラック 関西東海	40,656,000	高度な指導力や英文法等の知識を持ったALTを 複数の県立高校に派遣するという特殊な業務で あるため、採用基準やシステムが確立されてお り、県内市町における採用実績が豊富な当該相 手方において他にはないため。	2	3イ
幼小中教育課	令和6年度CBTデー タを活用した「個別最 適な学び」研究調査事 業委託	令和6年度CBTデー タを活用した「個別最 適な学び」研究調査事 業委託業務	令和6年7月18日 ~ 令和7年3月31日	国立大学法人滋賀大 学	5,000,000	教科学力と、非認知能力や学習方略、生活習慣 等に関わる児童生徒質問調査の結果のクロス 分析を行い、データから得られた相関関係等の 考察を踏まえ、個人と集団それぞれに対する「個 別最適な学び」につながる適切な指導や取組に ついて研究を進めるうえで、ビッグデータを処理・ 分析して、新たな価値を創造するデータサイエ ンス学部を有し、滋賀県内における教育事情を把 握・理解している大学として、滋賀大学の他に本 業務を代替しうる者がいないため。	2	3イ